

VIASOカード 年会費のご案内

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

本人会員・家族会員	永年無料
-----------	------

2025年12月9日改定

VIASOカード会員特約

第1 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱 UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下三菱 UFJ ニコスおよび三菱 UFJ ニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」と称します。)が発行するもので、カードの名称は「VIASOカード」(以下「本カード」と称します。)とします。
2. 入会申込者は、第2条1項に定める本特約、ポイント規定および会員規約を承認のうえ、当社に入会を申込むものとします。
3. 当社が本カードの本人会員または 家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、当社の会員資格(以下「当社会員資格」といいます。)を有するものとします。

第2 条(本特約)

1. 本特約は、本カードの会員に対し、「VIASOポイントプログラム規定」(以下「ポイント規定」といいます。)および「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第3 条(年会費)

本カードの年会費は、本人会員・家族会員ともに永年無料とします。

第4 条(当社会員資格取消等)

本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17 カ月前から1 カ月前までの期間に、当社より一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、当社は、本カードの有効期限の到来をもって、当該本人会員の当社会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が当社会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然に当社会員資格を喪失するものとします。